

○表彰規程

第1条 会長は、司法書士会員が次の各号に該当する場合は、これを表彰することができる。

- (1) 永年在職し業務に誠実で他の模範となる者
- (2) 本会のため特に功績があった者
- (3) 司法書士会の役員として会の充実発展のため著しい功績があった者

第2条 表彰者を選考するため選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、会長、副会長、各部長で組織する。

第3条 表彰は毎年定時総会の席上で、表彰状に記念品を添え授与して行う。

第4条 会長は、次の事項につき支部長の報告を求め、その報告により選考委員会に付議し被表彰者を決定する。

- (1) 表彰候補者の役職、氏名、年令、事務所
- (2) 表彰に値する功績の概要
- (3) 表彰候補者の主な経歴
- (4) その他参考となる事項

第5条 表彰前に表彰候補者が死亡したときは、生前にさかのぼって表彰することができる。

第6条 会長は、本会の事業等に貢献した者に対し、理事会に諮り感謝状を贈呈することができる。

第7条 第1条の表彰を受けた者で特に功労顕著な者について、会長は理事会に諮り、所轄地方法務局長並びに日本司法書士会連合会会長等に対し表彰方上申することができる。

第8条 この規程は、事務局職員及びその他の者に準用することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年2月10日から施行する。
- 2 従前の山形県司法書士会功労者表彰規程はこの規程施行と同時に廃止する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。